

監事による監査は、次のように行う。

- 1 監査を行うに当たっては、NPO法人NPO会計税務専門家ネットワークが作成した「NPO法人の監事の監査チェックリスト」に準拠した当法人のチェックリストを定める(別紙)。
- 2 監査は年1回、決算審議の総会の前に行うこととする。
- 3 監査の着眼点は、関係法律や定款の定めが遵守されているかどうかについて、別紙のチェックリストの通りに行うものとする。
- 4 当法人の担当者は、監査に必要な帳簿類や証憑类等関係書類を予め提出し、このチェックリストの順序に従って監事に説明するものとする。
- 5 監事は、担当者の説明を聞き、自ら閲覧、照合し、確認するとともに、不明な点や疑問点があれば質疑を行うことにより、業務が法令や定款に則って適切に遂行され、また会計処理が適正に行われているかどうかについての心証を得るものとする。
- 6 監事は、業務または財産に関し不正の行為又は法令や定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には社員総会に報告するほか、是正すべき点や改善すべきと思うところがあれば、監査報告にその旨を記載し、理事会で意見を述べることができる。
- 7 監事は、監査が終了した後、監査報告書を作成し、記名捺印の上、決算を審議する理事会に提出し、報告を行うものとする(文例別紙)。

文例別紙

監査報告書

201×年×月××日

特定非営利活動法人 田中セツ子京都結婚塾
理事長 田中セツ子 様

監事 ○○○○ 印

私は、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、特定非営利活動法人田中セツ子京都結婚塾の201×年度(201×年×月×日から201×年×月××日まで)の事業報告書及び計算書類(財産目録、貸借対照表及び活動計算書)について監査を行った。

私は、理事の業務執行の状況に関する監査に当たっては、理事会に出席し必要と認める場合には質問を行った。また、財産の状況に関する監査に当たっては、帳簿や証拠書類の閲覧、照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行った。

監査の結果、法人の業務は法令及び定款及び200×年度の事業計画に基づき適正に執行され、会計処理は一般に公正妥当と認められる会計原則に則って適正に処理されているものと認められた。

よって、私は、上記の事業報告書及び計算書類が、特定非営利活動法人田中セツ子京都結婚塾の201×年×月××日をもって終了する事業年度の業務執行の状況、同日現在の財産の状況を適正に表示しているものと認める。